認定こども園(教育)、新制度移行私立幼稚園を御利用の方へ

幼児教育の無償化 2019年10月からスタート

幼稚園の利用者負担額(保育料)が無償

- ○対象となるのは、満3歳に達している就学前のこどもです。
- 〇通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の 負担になります。ただし、年収が360万円未満相当(市町村民税所 得割課税額が77,101円未満)世帯のこどもと第3子以降(小学校 3年生までのこどものうち最年長のこどもを第1子とカウントし て)のこどもは、食材料費のうち副食(おかず・おやつ等)の費用 が免除となります。

預かり保育は月額1万1,300円まで無償

- ○対象となるのは、共働き世帯のこどもなど「保育の必要性の認定」を受けた、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している就学前のこどもです。
- ※「保育の必要性の認定」の要件には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、詳しくは裏面の「幼稚園の預かり保育の無償化の対象となるには?」を御確認ください。
- ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までのこどもは、市町村民税非課税世帯の みが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)
- ※幼稚園等の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)
- 〇利用日数に応じて月額の上限額は変動します。

【上限額:450円×利用日数】

保育料の無償化について、既に幼稚園等を利用されている方は、新たな手続は不要ですが、<u>「預かり保育」の無償化の対象となるには、</u> 「認定申請書」の提出が必要です。

幼稚園等から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園等へ御提出ください。

幼稚園の預かり保育の無償化の対象となるには?

【対象者】

無償化の対象となるためには、父母ともに「**保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。 ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までのこどもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。

【保育の必要性の認定の要件等】

状況	必要書類	認定期間	備考
就労して いる方	就労証明書(鈴鹿市指 定の様式)	提出書類の内 容(雇用期間 等)に基づき 決定	・月間60時間以上の就労時間が必要 ・給料の発生しない就労は不可 ・事業所が記入し証明 ・勤務先、勤務内容等に変更があった場合はそ の都度提出が必要 ・雇用更新の確認、勤務実績の確認等が必要な 場合は、その都度提出を求めます
出産前後 の方	母子手帳の表紙(母の 氏名が記入されてい る箇所)及び出産予定 日が分かるページの 写し	出産予定月の 2月前から出 産日の翌日か ら起算して8 週間後の属す る月の月末ま で	
病気・け が・障が いを有し ている方	診断書(鈴鹿市指定の 様式)又は障害者手帳 等の写し	提出書類の内 容(治療期間 等)に基づき 決定	
同居の親 族を常に 介護して いる方	介護・看護等による 申立書(鈴鹿市指定の 様式)及び介護が必要 であることが分かる 書類(診断書(鈴鹿市 市指定の様式)、障害 者手帳等の写し)	提出書類の内 容(治療期間 等)に基づき 決定	・別居親族の介護等も認められることがあります
災害復旧 に当たっ ている方	罹災証明書等保護者 が災害復旧に当たっ ていることが分かる 書類	提出書類の内 容に基づき決 定	
求職活動 中の方	約束書(鈴鹿市指定の 様式)	最長90日間	・70日以内に就労し、就労証明書の提出が必要 ・求職活動でのご利用は年度内に1回限りです
就学中の 方	在学証明書(入学予定 の場合は合格通知等) 及び時間割等の就学 時間が分かる書類	提出書類の内 容(在学期間 等)に基づき 決定	



問い合わせ先:鈴鹿市こども政策部こども育成課

TEL:059-382-7606 MAIL: kodomoikusei@city.suzuka.lg.jp